

産前産後期間相当分（４か月）の国民健康保険税が軽減されます！

対象となる方・届出期間

- 出産する予定または出産した国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠 85 日以上の出産が対象です。（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）
- 出産予定日の 6 か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の軽減内容

- 出産予定日または出産日が属する月の前月から、4 か月間の所得割額と均等割額の保険税が軽減されます。
- 双子などの多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の 3 か月前から 6 か月間の所得割額と均等割額の保険税が軽減されます。
- 軽減対象期間[色のついた部分が軽減期間]

	3 か月前	2 か月前	1 か月前	出産月	1 か月後	2 か月後	
単胎の人				出産予定日			4 か月間
多胎の人				（出産日）			6 か月間

届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書
※下の QR コードからオンライン申請ができます。
- ② 母子健康手帳など（出産予定日や多胎妊娠の事実を明らかにすることができる書類）
- ③ 届出人の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など）※別世帯の方が申請する場合は委任状が必要です。

Q & A

- Q 1 すでに保険税を全額納めていますが、戻ってきますか？
- A 1 納めていただいた保険税から軽減対象分を還付します。届出をした翌月以降に、世帯主あてに国民健康保険税更正通知書でお知らせします。
※保険税が限度額まで賦課されており、軽減を適用しても保険税に変更がない場合は還付されません。
- Q 2 届出をしないと、軽減は受けられないのですか？
- A 2 原則届出が必要です。QR コードを読み取り、オンライン申請も出来ますのでご利用ください。

お問い合わせ及び届出先

旭市役所 保険年金課 国民健康保険班
TEL 0479-62-5331



QR コードを読み取って届出すれば簡単！⇒